|  |
| --- |
| 誓　約　書　　　　　　　 　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年　　月　　日桐生市長　殿　　　　　　　　　　　　　　　　　　 住所 氏名又は名称 及び代表者名  桐生市暴力団排除条例（平成24年3月26日桐生市条例第13号）第6条の規定の趣旨を踏まえ、下記事項について誓約いたします。　これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。　なお、桐生市の事務事業に関する入札参加資格、各種申込資格等の確認のため、貴市が群馬県警察本部に照会することについて承諾します。記1　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員ではありません。 　　　 はい　・　いいえ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 　　　（いずれかを○で囲む）2　次のいずれかに該当する者ではありません。　　(1) 暴力団員が事業主又は役員となっている事業者　(2) 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している事業者　(3) 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者（事業者を含む。）　(4) 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約又は資材、原材料の購入契約等を締結している者（事業者を含む。）　(5) 暴力団（員）に経済上の利益や便宜を供与している者　(6) 役員等が暴力団（員）と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者（事業者を含む。） はい　・　いいえ　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　 （いずれかを○で囲む）3　暴力団員又は２の(1)から(6)までのいずれかに該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとする者ではありません。 　　　　　　　　　　　　　　　　　　はい　・　いいえ 　（いずれかを○で囲む） |

裏面もご覧ください。

（誓約書裏面）

|  |
| --- |
| ○　桐生市暴力団排除条例（平成24年3月26日桐生市条例第13号）より抜粋　（市の事務事業における措置）　第6条　市は、公共工事その他の市の事務又は事業(以下「市の事務事業」という。)が暴力団の活動を助長することとならないよう、暴力団員等を市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。2　市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、下請その他の当該契約に関する契約(以下「下請契約等」という。)の相手方から暴力団員等を排除するために必要な措置を講ずるよう義務付けるものとする。3　市は、市の事務事業に関する契約の相手方に対し、当該契約に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けたとき、又は下請契約等の相手方が当該下請契約等に係る業務の遂行に当たって不当要求行為を受けたことを知ったときは、市に報告するとともに、警察に通報する等の必要な協力を行うよう義務付けるものとする。4　市は、市の事務事業に関する契約の相手方が前項の規定に基づき当該契約において定められた義務に違反したときは、当該契約の相手方について、市が実施する入札に参加させない等の必要な措置を講ずるものとする。○　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）より抜粋 （定義）　第2条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。　 (2) 暴力団　　　 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。　 (6) 暴力団員　　　 暴力団の構成員をいう。 |